

正しく申告し、正しく受給しましょう!

失業認定申告書には、ありのままを記載してください。

次のことを必ず守ってください!

1. 仕事を行ったときは、その事実を隠さずに、ありのままを申告すること(収入の有無は問いません。)

パート、アルバイト、日々雇用など、臨時的な仕事をしたとき



就職が決まったとき
(試用期間や研修期間を含む。)



内職や手伝いをしたとき



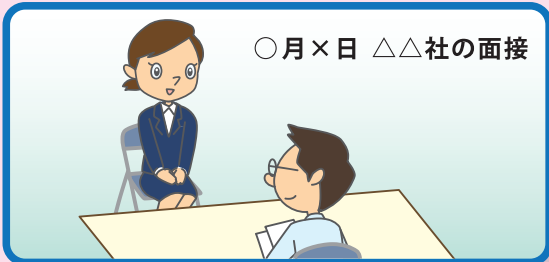
自営業を始めたとき
(その準備期間を含む。)



会社の役員に就任したとき
(非常勤を含む。報酬の有無は問わない。)



2. 求職活動は、ありのままを申告すること。失業等給付を受けるために、本当は行っていない求職活動を偽って申告することは絶対にしないこと。



離職票の内容を事前に確認しましょう。

虚偽または架空の内容(賃金額、雇用期間、離職日等)が記載された雇用保険被保険者離職票や他人名義の雇用保険被保険者離職票により失業等給付を受ける(受けようとする)ことは、不正受給として処分や刑罰の対象となります。受け取った雇用保険被保険者離職票の記載内容が事実と異なる場合は、必ずハローワークに申し出てください。

労災保険の休業補償給付と雇用保険の失業等給付を同時に受給することはできません。

労災保険の休業補償給付は、病気やケガで労働することができない場合に支給されますので、労働可能な状態を要件として支給する失業等給付を同時に受給することはできません。

したがって、労災保険の休業補償給付を受ける(受けようとする)ことを秘匿し、雇用保険の失業等給付を受ける(受けようとする)ことは、不正受給に該当します。

これらを正しく申告しないと不正受給になります。



厚生労働省・北海道労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

不正受給は必ず発見されます!

ハローワークの事業所調査や
電話調査、家庭訪問などで発見



コンピュータシステムによる発見
(不正受給の約5割)



雇用保険の受給記録は
事務所からの届出と照合されます。

投書や電話などの通報による
発見



不正受給をした人は厳しい処分を受けます。

支給停止

正しい申告をしなかった日以降、一切の給付(就業促進手当等を含む。)が受けられません。

返還命令

不正に受給した金額はもちろん、それ以降に受給した金額も全額返還しなければなりません。

納付命令

不正な行為により支給を受けた金額(返還命令の金額)の2倍に相当する額以下の金額を納めなければならない場合があります。

例えば

不正受給金額が40万円の場合、支給停止処分のほか、120万円以上納めなければならない場合があります。

返還命令

(不正受給金)

40万円

+

納付命令

(不正に受給した金額の2倍に相当する額)

80万円

+

延滞金

年利率3%

(返還命令
納付命令分)

=

不正受給

処分の金額

120万円

+ 延滞金

注意

- 詐欺罪として刑事処罰されることがあります。
- 返納を怠ると財産の差押えが行われることがあります。



悪質なので三倍返してください



就職をしたことを申告しなかっただけで、受給した3倍の120万円も返さないといけないなんて...

受給中に何か迷ったとき、困ったときは、まず、ハローワークの窓口でご相談ください。